

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：37502

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531033

研究課題名(和文) 中華民国北京政府期における地方教育行政改革に関する研究

研究課題名(英文) Research regarding the Reformation of Local Educational Administration during the Beijing Government Period of Republican China

研究代表者

今井 航 (IMAI, WATARU)

別府大学・文学部・准教授

研究者番号：20432700

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、中華民国北京政府期における地方教育行政改革のもつ意義を明らかにし、この改革により各省に設置が促された地方教育庁が同時期に導入された六・三・三制の実施、展開にどのような役割を果たしたのかを明らかにすることにあった。研究期間内には、この目的を達成できなかったが、少なくとも国内で入手できる関連資料の限界点や踏まえるべき先行研究の存在に気付けることができた。入手できた諸資料を基に、今後、この目的を達成できるよう取り組みを続ける。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to solve the significance of the reformation of local educational administration during the Beijing Government Period of Republican China. In addition, it was to solve the action of the educational agency of each province that have been established by this reformation in the implementation of the 6-3-3 school system in RenXu School System. In the research period, I was not able to achieve this end. But I was able to grasp the related materials and previous research owned in Japan at least. Using materials obtained, I continue efforts to achieve this goal in the future.

研究分野：教育史学、学校教育、学校体系、教育改革

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：中国 北京政府期 地方教育行政改革 教育庁 六・三・三制

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、中国における六・三・三制の導入、実施、展開に関する歴史的研究を進めている。中国の六・三・三制は、今からおよそ90年前の1922年に大総統令として公布された学校系統改革案に導入された。この学校系統改革案は、一般的に壬戌学制と呼ばれている。壬戌学制は、日中両国における中国近代教育史研究では、あまりにも有名な学制である。およそ1910年代後半から20年代前半の中国教育界では、いわゆるアメリカ型の教育が注目された時期である。ちょうどその時期にあたる1922年の六・三・三制の導入は、その象徴的出来事として頻りに取り上げられてきた。研究代表者は、この六・三・三制に焦点を当て、その導入過程の解明に取り組んできたが、一方で実施、さらにはその後の展開など多くの課題を抱えている(拙著『中国近代における六・三・三制の導入過程』九州大学出版会、2010年2月)。

課題のうちの一つが、当時の地方教育行政改革のことである。この時期の行政改革に関する研究成果は、中国近代史の金子肇の研究に見ることができるが、金子自身が述べているようにこの時期に関する研究を進めるためには、如何に資料を確保するかが問題である(金子肇「近代中国政治史研究と文書史料 中華民国期を対象に」広島史学研究会編『史学研究』第240号、広島史学研究会、2003年6月)。そうした資料的な制約もあって、この時期の地方教育行政改革に関する研究も、日中両国における中国近代教育史研究では本格的に取り組まれていないと見られる。このことは、一般的な見方である中華民国北京政府期の不安定な政治的事情からも指摘することが可能である。

前掲『中国近代における六・三・三制の導入過程』は、そうした制約や一般的な見方、さらには先行研究を踏まえつつ、それでも浮かび上がってくる疑問に可能な限りで解答したものである。例えば、それはアメリカ型の学校制度の単なる模倣であったのか、それとも借用であったのか、はたまた独自の点はなかったのかという疑問であった。中国近代における六・三・三制は、実際には四・二・三・三制で、かつ中等教育から中学校・職業学校・師範学校が分立する、いわば「四・二・三・三制分岐型」とでも呼ぶべき制度体系であったと見られ、当時の中国の実情が顧みられた独自の形が成り立っていた。

それでは、そうした性格をもった六・三・三制は、実際に運用されたのだろうか。研究代表者の研究により判明していることは、その実際の運用は当時の各省にすでに存在していた地方教育庁に任せられていたということである(拙著「壬戌学制における六・三・三制の各省教育庁による採用形式」別府大学研究出版委員会編『別府大学紀要』第50号、2009年2月)。さらには、甘肅省教育庁のように、庁内に研究機関を設置し、そこで運用

方法を協議・決定していたという一つの事例もすでに見られている。

しかしながら、明らかにできていることは、残念ながら「各省教育庁に一任された」ということであり、「運用方法が協議、決定されていた」ということまでである。各省教育庁による六・三・三制の具体的な運用方法をいっそう明らかにする必要があると同時に、実際の学校数など実態を省ごとに明らかにする必要もあるなど課題は多い。そうした課題に取り組むことで、導入後の実施、展開が次第に解明されていくはずである。しかしながら、ここでどうしても立ち止まって明らかにしておく必要があると思われるのが、端的に言えば各省教育庁とはいったい何であったのかという問題であった。

実は、この各省教育庁の設置を促す地方教育行政改革を進めたのは、1915年から開催が始まる全国教育会連合会であったと見られる。当時、年に一度開催されていた全国教育会連合会では、1920年に開かれた第6回大会までの間、毎年のように各省教育庁の設置を促す改革案が議決されていたことがわかっている(前掲『中国近代における六・三・三制の導入過程』、88~101頁)。その後、1921年の第7回大会で後の六・三・三制の導入に繋がる学制改革に関する協議が本格的に始まった。全国教育会連合会で進められた改革は、従来から先行研究でも取り上げられてきた学制改革のみならず、地方教育行政改革にも及んでいたと見られ、さらに言えばその改革の方が先行して進められていたと見られるのである。

こうして研究代表者は、中国における六・三・三制の実施、展開を歴史的に見ていくためには、この1910年代半ばから始まったと見られる地方教育行政改革を十分に解明しておく必要があると思うようになった。詰まるところ、その後の六・三・三制の実施、展開を任せられていたのは、早くも1910年代半ばに設置が促されていた各省教育庁であったからである。何のために地方教育行政改革が進められたのか。また、その結果設置された各省教育庁はどんな性格を有し、どんな役割を果たしたのか。中国近代における六・三・三制の実施、展開と言っても、その実施主体のことが不明なままでは、この先にある山積した課題の十分な解明には行き届かないであろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中華民国北京政府期における地方教育行政改革のもつ意義を明らかにし、この改革により各省に設置が促された地方教育庁が同時期に導入された六・三・三制の実施、展開にどのような役割を果たしたのかを明らかにすることにある。六・三・三制の実施主体のことが不明のままでは、実施、展開の十分な解明にまで行き届かないと思

われる。本研究の取り組みにより、この時期の学校制度改革を構造的に捉えることがより可能となる。

3. 研究の方法

(1) 「1. 研究開始当初の背景」で「地方教育行政改革を進めたのは、1915年から開催が始まる全国教育会連合会であったと見られる」と述べたものの、確定して言えるほど事実が明らかにされているわけではない。先行研究を通じて、問題の所在をより明確にする。このため、本研究に関する先行研究を調査、入手、熟読する。これにより、当時の地方教育行政改革や、その結果設置された各省教育庁のことが先行研究でどの程度まで述べられているのかを整理、確認する。

(2) 中華民国北京政府期における地方教育行政改革のもつ意義を得られた新しい知見に基づき明らかにする。新しい知見を得るため、本研究に関する史料調査を中国で実施する。同時期か、もしくは1930年代に刊行された関係図書を調査、入手する。また、全国教育会連合会に関する史料のうち、未入手のものを再調査、入手する。例えば、各回の会議録や各省教育会関連の史料などが挙げられる。さらに、各省教育庁に関する史料を調査、入手する。例えば、各省の『教育公報』などが挙げられる。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

当時の地方教育庁に関する記述は、熊賢君『中国教育行政史』(華中理工大学出版社、1996年1月)や、或いは于述勝『中国教育制度通史』第七卷民国時期(公元一九一二~一九四九年)(山東教育出版社、2000年8月)など通史的な研究成果により見ることが可能である。しかし、それらは当時の六・三・三制の実施、展開にどのような役割を果たしたのかといった問いかけに答えるものとはなっていない。

国立国会図書館関西館では、邵鳴九編『地方教育行政』(商務印書館、1933年)や、或いは曾毅夫編『地方教育行政』(商務印書館、1936年)が見つかり、両方とも複写を部分的に入手することができた。両方とも同時代的な書物であり、なかみでは当時の地方教育庁に関する基本的な記述が見られた。ただし、劣化が著しく、それ以上の複写は難しいとの判断がなされ、研究期間中は毎年度、足を運び、筆写することとなった。この他、馬宗栄『最近中国教育行政四講』(商務印書館、1938年)があることも判り、その複写を部分的に入手した。

財団法人東洋文庫では、姜琦、邱椿共著『中国新教育行政制度研究』(商務印書館、1928年)や、或いは張季信編『中国教育行政大綱』

(商務印書館、1934年)の複写を部分的に入手することができた。両方とも同時代的な書物であり、なかみではやはり当時の地方教育庁に関する基本的な記述が見られた。

また、程湘帆編『中國教育行政』(商務印書館、1930年)の復刻版を購入することができた。

そのような資料では、当時の地方教育行政改革の意義が述べられているとは決して言えないが、地方教育庁の仕組みに言及されているところもあり、その性格を知る手がかりにはなる。

また、東洋文庫では、『教育雑誌』第7巻第1期(1915年1月)~第18巻第12号(1926年12月)の目次に目を通し、同時期の教育行政のあり方に関する議論や、改革の動向に関する記事などを確認したが、特に前者の議論については、15件を抽出することができた。たくさん抽出できると思われたが、予想よりは少なかった。

一方で、この時期の中国近代史研究に目を通す必要があるとの判断から、黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』(汲古書院、2005年3月)や、或いは金子肇『近代中国の中央と地方』(汲古書院、2008年3月)をはじめ、『二十世紀中国の社会システム』や『シリーズ20世紀中国史』1~4などの図書を購入することができた。当時の地方教育行政を捉えるための有意義な視座が得られる。

また一方で、宮脇佳昭氏の一連の研究、例えば『清末民初中国における地方教育行政と教育会に関する研究』(博士論文、2009年3月、京都大学)や『民国初期における地方教育界人士の問題意識』(石川禎浩編『中国社会主義文化の研究』所収、2010年)或いは小川唯氏の『中華民国初期における地方教育行政再編と地域エリート、1912~1916』(古垣光一編『アジア教育史学の開拓』所収、2012年)等、踏まえるべき先行研究も入手することになった。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

中華民国北京政府期の地方教育行政改革のことに触れている同時代的な書物がどの程度あるのか。国内では、姜琦、邱椿共著『中国新教育行政制度研究』(商務印書館、1928年)邵鳴九編『地方教育行政』(商務印書館、1933年)張季信編『中国教育行政大綱』(商務印書館、1934年)曾毅夫編『地方教育行政』(商務印書館、1936年)の4冊であることが判った。また、程湘帆編『中國教育行政』(商務印書館、1930年)の復刻版が刊行されていることも判った。

また、『教育雑誌』では同時期の地方教育行政改革のことを議論したり、その動向を記したりしたものがそう多くはないことが判った。

(3) 今後の展望

研究期間内に取り組むことができたのは、
中華民国北京政府期における地方教育行政に関する研究の到達点と残されている課題を明確にできたことと、本研究課題に関する同時代的な書物を確認し、部分的に入手することができたり、『教育雑誌』第7巻第1期（1915年1月）～第18巻第12号（1926年12月）に目を通し、同時期の教育行政のあり方に関する議論や、改革の動向に関する記事などを確認できたりしたこと、以上2点である。

結果として、国内で確認することができる資料調査に終始し、中国での史料調査ができなかったことが研究の進み具合を鈍らせたことは否定できない。このため、中華民国北京政府期の地方教育行政改革のもつ意義や、この改革により各省に設置が促された地方教育庁の実態や性格、さらには同時期に導入された六・三・三制の実施、展開に果たした地方教育庁の役割などを明らかにできなかったが、少なくとも国内で入手できる資料の限界点や踏まえるべき先行研究の存在に気付くことができた。入手できた諸資料を基に、今後、本来の目的を達成できるよう取り組む。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計1件）

今井航、中華民国北京政府期における地方教育行政に関する研究の到達点と課題、アジア教育学会第13回研究例会、2012年4月21日、こども教育宝仙大学

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 航 (WATARU IMAI)
別府大学・文学部・准教授
研究者番号：20432700

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：